

第 11 節 意思決定

(1) 本部員会議等による情報共有・意思決定

(第 5 波以降における本市の対応)

令和 3 年（2021 年）9 月 30 日をもって、緊急事態宣言が解除され、本市を含む兵庫県についても、緊急事態措置を実施すべき区域から除外されたが、引き続き感染拡大防止のための対応を継続し、感染状況を注視しながら国、県の対処方針の変更を踏まえ、本市の対応方針についても改定を行った（10 月 20 日及び 11 月 26 日に改定）。

(第 6 波における本市の対応)

令和 3 年（2021 年）11 月下旬以降、新たにオミクロン株が全国的に拡大する中で、12 月 30 日に県内でも初めて感染が確認された。令和 4 年（2022 年）になって以降、市内の感染者はオミクロン株に切り替わってくるとともに、新規感染者が増加してきた。感染者の多くが軽症・無症状である一方、中等症・重症者の割合が低くても、感染者の絶対数が増加することで、医療提供体制がひっ迫する恐れが生じる事態となった。

全国的に感染が拡大する中、1 月 7 日に、まん延防止等重点措置が広島県、山口県、沖縄県に 1 月 9 日から適用されることとなり、1 月 19 日には 13 都県に対して 1 月 21 日からまん延防止等重点措置が適用されることとなった。さらに、21 日には兵庫県、京都府、大阪府が連携し、政府に対してまん延防止等重点措置の適用を要請することとなった。本市においても、第 5 波を大きく上回る勢いで感染が拡大し、医療提供体制をひっ迫する恐れが懸念されることから、同日、対策本部員会議を開催し、病床のさらなる確保や宿泊療養施設の新規開設などの医療提供体制の確保や検査体制の確保など各分野における対応方針を定めた。

対応方針に基づき、保健所業務の重点化を行うとともに、庁内においては感染者や濃厚接触者が発生した場合でも、市民サービスに支障が生じないように、緊急性の低い業務は見合わせながら、応援体制の確保を最優先に、全庁挙げて万全の体制の確保にあたった。

1 月 25 日には兵庫県を含む、18 道府県に対しまん延防止等重点措置が 1 月 27 日から適用されることとなった。同日、本市の対応方針を改定し、各局室区へ周知を行った。その後も、2 月 18 日にはまん延防止等重点措置の期間延長に伴い、対応方針を改定した。また、この間、事業継続計画の準備及び計画に基づく取組みの実施依頼を発出するなど、感染拡大の波の状況に応じて、必要な業務体制の維持・確保を行った。

まん延防止等重点措置については、3 月 21 日をもって終了となったが、感染の波が収束するまでの間、本市として、自宅療養者へのフォローアップ体制の強化を中心に、全庁挙げた対応を行った。

(第7波における本市の対応)

オミクロン株の変異株が出現し、本市においても、2月初旬をピークに減少傾向にあった感染者数が6月中旬以降増加に転じ、7月中旬には感染者の急激かつ大幅な増加がみられた。全国的にも減少から増加傾向に転じており、兵庫県においても同様の傾向がみられ、オミクロン株の新たな系統への置き換わりや、これから夏休みを迎えることなどもあり、今後の感染状況の動向について十分な警戒が必要な状況となったことから、7月7日に対策本部員会議を開催し、局室区間での情報共有を行った。その後も、国・県の方針変更に合わせて、適宜、市の対応方針の改定を実施した(8月5日及び9月20日に改定)。また、9月26日からは国の方針により全数届け出の見直しが行われたが、届出対象外の方に対しても陽性者登録を継続し、自宅療養フォローアップセンターにおける対応を行った。

(第8波への対応)

令和4年(2022年)11月になり、オミクロン株の様々な派生型が発生する中で感染者数も減少傾向から増加傾向になったことやインフルエンザとの同時流行に備える必要があることから、市内在住の中学校・高校に通う生徒に対してコロナ検査キットの無償配布を行うなど、秋から年明けにかけて感染者の大幅な増加への対応を行った。また、コロナの状況を正確に把握し、健康科学研究所によるサーベイランスを実施するとともに、市民への丁寧な情報発信に努めた。

令和5年(2023年)1月27日に国の対策本部において「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定されたことや2月10日には「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定されたことから、それらの決定及び県の対処方針を踏まえ、本市の対応方針についても改定を行った。

その後、5月8日をもって新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが5類感染症に変更され、政府対策本部及び基本的対処方針、県対策本部及び対処方針は廃止された。本市においても、5月8日に対策本部員会議を開催し、本市対策本部及び対応方針を廃止し、対策本部廃止後も当面の間は関係者による情報共有を行うため、連絡体制を継続することとするなど、5類移行後の対応についての確認を行った。

(参考：第6波から第8波の期間中における対策本部員会議計3回開催)

(会議運営)

対策本部員会議運営については、これまでと同様、14階大会議室での出席者数を絞り、テレビ会議室システムを最大限活用することとし、資料についてもペーパーレスとした運営を実施した。

(2) 各種関係機関との連絡調整・情報伝達

(国・県との調整)

これまでの対応と同様、本市の対応方針については、国・県の対応方針を踏まえ、実施内容を定めた。兵庫県とも、引き続き連絡調整・情報共有体制を継続し、兵庫県の対策本部会議の検討内容や開催予定等についても、事前の連絡調整などにより、円滑に情報共有を行うことができた。

(危機管理室・健康局における情報共有)

患者発生状況については、令和3年(2021年)1月以降、健康局での日々の定期的な打ち合わせに、危機管理室職員が常時同席し、危機管理室・健康局で一体的な、情報共有・意見交換・意思決定を行うこととしたが、引き続き同様の取り組みを継続しており、その結果、日々の感染状況や今後の対応方針等について、齟齬なく一体的に意識の共有を行うことができた。また、令和5年(2023年)5月8日の5類移行後においても定期的に情報共有を行うなど、連絡体制を維持している。

(各局室区との連絡調整・事業者への情報伝達)

これまでの取り組みにおいて情報伝達の流れが概ねできたことから、国や県の動向の情報共有、市対策本部員会議の開催、各局室区を通じた関係機関への情報伝達等の一連の流れは、円滑に実施された。

また、施設や催物等が全面的に休止されることはなく、社会活動の制限についても、まん延防止等重点措置期間中に行ったが、これまでの対応と同様に営業時間の短縮や人数制限が中心であり、事前に、国の情報等が公表されている状況が多かったことから、各局室区とも概ね想定した事前準備が実施できるようになった。

対策本部員会議で決定した事項については、通知文等により各局室区を通じて速やかに情報伝達が行われ、スムーズに対応できていたものと考えられる。

情報伝達の内容は、制限の期間や時間等の事項のほかは、一般的な基本的感染防止対策等、既に周知されている事項を呼びかける内容が中心であったが、今後も引き続き市民・事業者にも具体的な行動や対応を取ってもらう工夫を模索し続ける必要がある。